

受講手続き案内

保護具着用管理責任者教育

労働安全衛生規則の改正により、令和6年4月から、化学物質管理者を選任した事業場において、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」(A)を選任し、その者に有効な保護具の選択、保護具の保守管理等の業務を担当させなければならないことが義務付けられます。

A責任者を「保護具に関する知識及び経験を有すると認められる者」(B)から選任することができない場合には、本教育を受講した者から選任しなければなりません。また、Bと認められる者から選任する場合であっても受講することが望ましい、とされています。(厚労省通達 R4.5.31付け 基発0531第9号)

- ※ B「保護具に関する知識経験を有すると認められる者」
- ①労働衛生コンサルタント ②第一種衛生管理者又は衛生工学衛生管理者
 - ③作業主任者(特定化学物質、鉛、四アルキル鉛、有機溶剤のいずれか)
 - ④安全衛生推進者 ⑤化学物質管理専門家 ⑥作業環境管理専門家

関係リーフレットはこちら↓



- 1 実施日 ① 実施日 申込書のとおり
会場 ② 会場 当協会講習場(佐賀県小城市三日月町堀江1721 電話 0952-37-8277)
- 2 定員 70名(定員になり次第締め切ります。)
- 3 講習科目・時間・受講料(申込書の2ページ目に掲載)
- 4 申込方法

申込書に、所定事項を記入し、下記5の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
- ③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票をご確認ください)

- (1) 持参の場合: 当協会窓口に「申込に必要なもの」を持参してください。
- (2) 郵送の場合: 現金書留封筒に「申込に必要なもの」を同封し、下記あて郵送してください。
〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社) 佐賀県労働基準協会
- (3) 振込の場合: 「申込に必要なもの」②以外をFAXかメールで送付後、次の口座に振り込んでください。
(※FAXは、高画質で(解像度を上げて)お送りください。)
(※FAX、メールで本人確認書類の写りが悪い場合、郵送をお願いする場合があります。)

【振込口座】

佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社) 佐賀県労働基準協会

シヤ) サガケンロウドウキジュンキョウカイ

※ 適格請求書発行事業者登録番号 T6300005000091

当協会ホームページの [ネットから講習申込](#) から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会

検索

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



5 注意事項

- (1) FAX、メール等で不備のない申込書を受付けた段階で「仮受付」となり、席をお取りします。入金確認後に「本受付」となります。
ご記入いただいた振込予定日までに入金がない場合、受付取り消しとなる場合がありますので、やむをえず変更の場合は、必ず事前にご連絡ください。
- (2) 受講料の入金については、[適格請求書等に該当する領収証を発行](#)します。
- (3) 「本受付」後に、頂いた申込書に受講番号を付してお送りしますので、地図、用意する物等の注意事項を記載したもの(申込書の次頁に掲載)と一緒に受講される方に必ず、お渡しください。
- (4) テキストは初日に配布します。
- (5) 当日のお申し込みは受理いたしません。